

「平成28年度臨時福祉給付金」および「障害・遺族年金受給者向け給付金」を支給します

「平成28年度臨時福祉給付金」

消費税率引き上げの影響を踏まえ、住民税非課税世帯への負担を緩和する観点から暫定的・臨時的な給付措置として支給します。

■給付対象者

○基準日（平成28年1月1日）時点で多久市に住民票がある人

（DV被害者等の例外あり）

○住民税が課税されていない人

※住民税において課税者の扶養となつている場合や、生活保護の受給者である場合は対象となりません。

■支給額 1人につき 3,000円

「障害・遺族年金受給者向け給付金」

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵がおよびにくい年金受給者を支援します。

■給付対象者

○平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者

○平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給されている人

※生活保護受給者や高齢者向け給付金の支給対象者および受給された人などは対象となりません。

■支給額 1人につき 30,000円

◆申請手続

○申請書 8月下旬に郵送します。（住民税の非課税通知に同封します）

○申請期間 8月22日～11月22日

○支給 申請受付後1か月程度

◆「振り込み詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください！

自宅や職場などに市区町村や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、市民生活課 ☎75-6117や最寄りの警察署、または警察相談専用電話#9110にご連絡ください。

▼問い合わせ

- ・制度について 厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎0570-037-1192
- ・手続きについて 福祉課 地域福祉係 ☎75-12113

戦没者等の遺族への

特別弔慰金の請求を受け付けています

第10回特別弔慰金の請求受付が昨年4月から始まっています。請求は平成30年4月2日までとなっていますので未請求の人は早めの手続きをお願いします。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に次の順番による先順位者のご遺族お一人に支給されます。

- 1 平成27年4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 4 三親等内の親族（甥・姪）は1年以上生計関係の有る人

■支給内容 5年償還の記名国債（額面25万円）

■請求期間 平成27年4月1日～平成30年4月2日

▼問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎75-2113

戦没者遺児のみなさんへ

戦没者遺児による慰霊友好親善事業参加者募集をします。旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、現地のみなさんとの友好親善を深める事業です。

■参加資格 戦没者の遺児

■参加費 10万円

■慰霊地域 フイリピン、ニューギニア、ミャンマー、バシー海峡など

▼問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎75-2113

（財）佐賀県遺族会 ☎23-4490